

北九州脳卒中地域連携パス協議会

(名 称)

第1条 本協議会は、北九州脳卒中地域連携パス協議会（以下、協議会）と称する。

(構 成)

第2条 北九州市および近隣の北九州脳卒中地域連携パスに関与する急性期病院・回復期リハビリテーション病院・診療所の医師、医療・福祉専門職種、およびその他の者を以て構成する。

(事 務 局)

第3条 協議会事務局を産業医科大学リハビリテーション医学講座内に置く。

(目 的)

第4条 北九州地域医療連携運営委員会の事業の一環として協議会を設置し、北九州市および近隣の脳卒中医療連携提供体制を構築し、脳卒中急性期から回復期、維持期の在宅医療に至るまで、切れ目のない適切な医療福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業内容)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 北九州脳卒中地域連携パスの運用、管理および改訂
- ・ 北九州脳卒中地域連携パスに関与する者への普及、啓発、教育に関する活動
- ・ 脳卒中に関連する保健・医療・福祉情報の収集並びに交換
- ・ その他、協議会の目的達成上に必要な事項

(委 員)

第6条 協議会委員は、北九州脳卒中地域連携パスに参加する医療および福祉機関を代表して参加する者をもって組織する。

- 2 協議会に、委員の互選により委員長を1名置く。
- 3 委員長は必要に応じて、副委員長、幹事を若干名指名して業務を委任することができる。

(会 議)

第7条 協議会は年3回開催する。

- 2 委員長又は委員が必要と認める時は臨時に開催する。

(補 則)

第8条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、協議会において定める。

北九州脳卒中連携パス協議会にて承認（2009年11月19日）